

互助会だより



「大嵩(おおくら)の滝」松野町

2020年
(令和2年)

1月号

第124号

- ◆年頭のごあいさつ ②
- ◆知っておきたい 退職後の互助会事業 ③
- ◆Q&A(退職後の共済グループ保険・がん保険の継続) ... ⑥
- ◆がん保険給付実績 ⑦
- ◆互助会積立年金(一般型)の取扱い変更 ⑦
- ◆がん保険・共済グループ保険の募集結果 ⑧

年頭の ごあいさつ



一般財団法人愛媛県市町村職員互助会
会長 武智 邦典



新年あけまして
おめでとーございます。

会員の皆様には、ご家族お揃いで輝かしい令和2年の新春を寿ぎ、お健やかに迎えのこととお慶び申し上げます。

また、日頃から本会の事業運営につきまして深いご理解とご協力を賜っておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、今日の互助会を取り巻く環境は極めて厳しい局面を迎えておりますが、その使命の重大さを痛感し、本会の目的であります市町村職員等の福利厚生事業発展のため、引き続き諸課題に取り組む所存でございます。

ところで、本会は、会員の皆様の互助制度の組織として昭和57年に発足し、平成25年には一般財団法人に移行しましたが、これまで公共の福祉の向上に寄与するとともに、会員の皆様方の期待に沿うべく逐次事業内容の充

実を図り、在職中はもとより、退職後も安心して加入することが出来る退職者医療給付事業など皆様方のご協力をいただきながら事業の推進に努めてまいりました。

昨今、年金、医療などの社会保障制度をはじめ、公務員の定年年齢の延長などが検討されておりますので、これらの動向を注視しながら、会員とその家族の皆様の福利厚生事業発展のため、役職員力を合わせて取り組んでまいります。

本年も本会事業の円滑な運営のため、皆様の一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、皆様方の益々のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げ、年頭のごあいさつといたします。



賀正



【会長】	武智 邦典（伊予市長）
【副会長】	菅 良二（今治市長）
【副会長】	戸田 光文（西条市職員）
【理事】	高門 清彦（伊方町長）
【理事】	魚崎 松芳（宇和島市職員）
【理事】	上田 昌宏（伊方町職員）
【監事】	岡本 靖（松前町長）
【監事】	上本 隆弘（砥部町職員）
【評議員】	宮脇 馨（上島町長）
【評議員】	加藤 章（東温市長）
【評議員】	管家 一夫（西予市長）
【評議員】	山内 貴志（新居浜市職員）
【評議員】	井関 文彦（松山市職員）
【評議員】	和田 雅志（久万高原町職員）
【評議員】	野田 裕久（愛媛大学法文学部教授）
【評議員】	池田 正司（元松山市職員）
【評議員】	白石 孝夫（前愛媛県市町村職員年金者連盟会長）
【評議員】	玉井 信正（愛媛県市町村職員共済組合事務局長）

外職員一同

知っておきたい 退職後の互助会事業

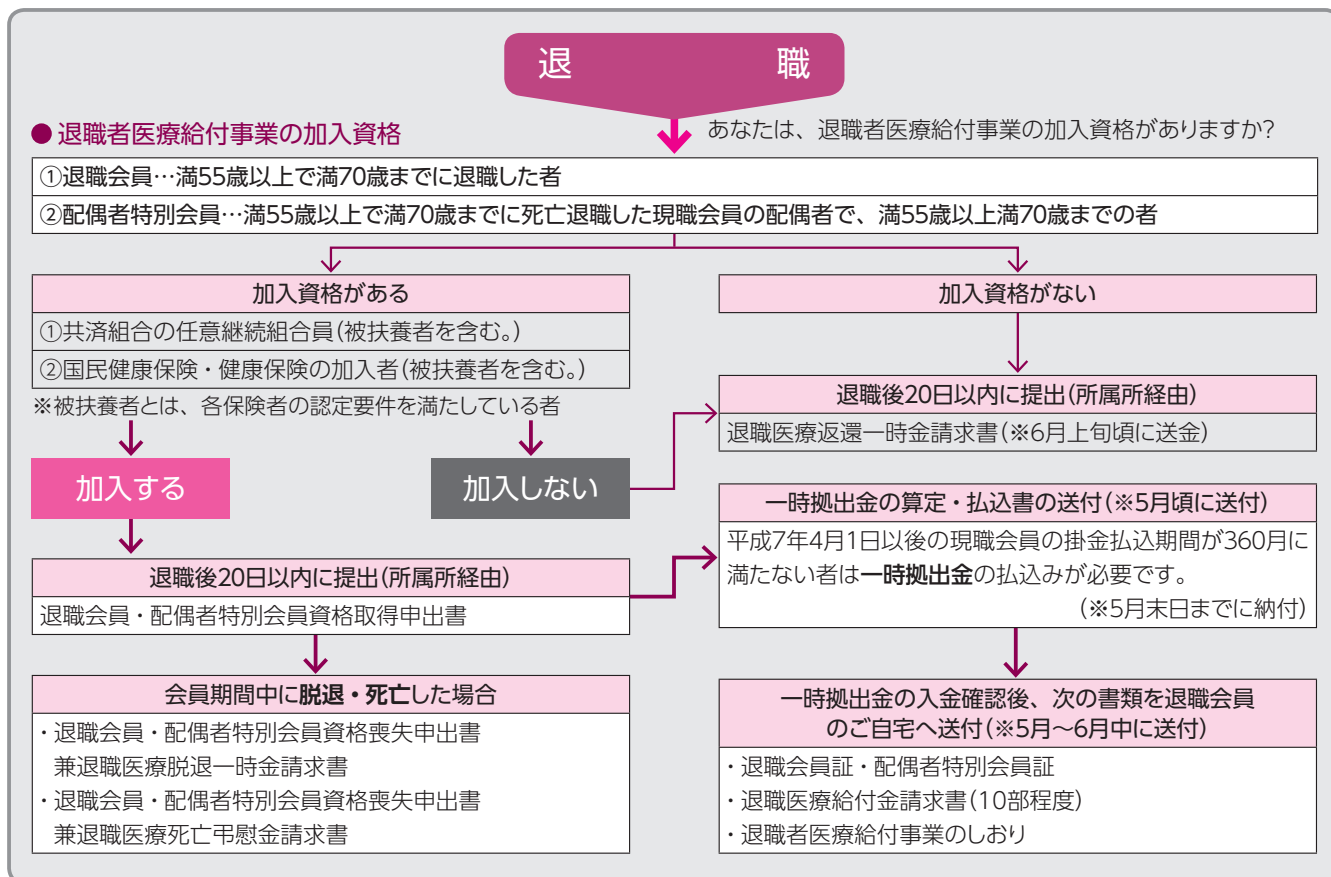
本年度も共済組合と共催で、退職予定者相談会を昨年8月から県内10か所で開催しています。

相談会では、互助会の退職者医療給付事業と共済グループ保険等の退職後の継続加入手続についてご説明し、個別に相談を受けております。概要は次のとおりです。

1 退職者医療給付事業

加入手続

退職者医療給付事業に「加入する」「加入しない(加入できない)」のいずれかによって、次の手続が必要となります。



一時拠出金の算定

[参考事例:昭和61年4月1日までに会員である者が平成31年3月31日に60歳で退職した場合]

一時拠出金の算定	一時拠出金 (A)	316,000円	$\times \frac{1.5}{1000} \times 72\text{月} = 34,128\text{円}$	(360月-平成7年4月分以後の掛金払込月数)
	一時拠出金 (B)	※一時拠出金算定の基礎となる給料の額	$\times \frac{1.0}{1000} \times 156\text{月} = 49,296\text{円}$	(平成18年4月分以後の掛金払込月数)
	控除額 (C)	5,000円 $\times$ 0年 =	0円	(満60歳を超えて資格取得する場合、一時拠出金から差し引きます。)
	退職金別金 (D)	(5,000円 $\times$ 6年) + (8,000円 $\times$ 3年) =	54,000円	(平成6年10月31日までに現職会員の資格を取得していた者は、一時拠出金から退職金別金を差し引きます。)
	一時拠出金払込額 (A+B-C-D)	(A) 34,128円 + (B) 49,296円 - (C) 0円 - (D) 54,000円 =	29,424円	

※ 一時拠出金の算定の基礎となる給料の額は、次のうちいずれか少ない額となります。

ア 退職日の属する月の掛金の標準となつた給料の額

イ 毎年1月1日における現職会員の掛金の標準となつた給料の平均額=平均給料月額

[平成31年1月1日における平均給料月額 316,000円]

会員期間

退職会員又は配偶者特別会員の資格を取得した日から、満70歳に達した日の属する月の月末までの間となります。

① 退職医療給付金の内容

退職会員又は配偶者特別会員が満60歳に達した日から満70歳までの間において医療機関等で診療を受けた場合、及びその間において退職会員等の被扶養者(満70歳に達している者を除く。)が医療機関等で診療を受けた場合、当該医療機関等に支払った保険診療分の一部負担金が**1件につき7,000円を超えるとき**、その超えた金額(100円未満切捨て)を給付します。この場合、国民健康保険等から給付される高額療養費、共済組合等から給付される附加給付及びその他これらに類する制度の給付を受けた場合、その給付された金額は控除します。

【事例】 退職会員、配偶者特別会員及びその被扶養者が支払った1件当たりの医療費に係る給付内容
※高額療養費57,600円に該当する者で、12か月の高額療養費該当回数が1～3回の場合

医療費(自己負担額)	共済組合の任意継続組合員及びその被扶養者		国民健康保険又は協会けんぽの被保険者及びその被扶養者	
	57,600円	共済組合から高額療養費が支給	国民健康保険又は協会けんぽから高額療養費が支給	
	25,000円	共済組合から附加給付等が支給		
	7,000円	互助会から退職医療給付金が支給	互助会から退職医療給付金が支給	
		自己負担		自己負担
	↓		↓	
	退職医療給付金=18,000円		退職医療給付金=50,600円	

給付金の種類

- ① 退職会員の診療に係る給付……本人医療給付金 ② 配偶者特別会員の診療に係る給付……配偶者特別医療給付金
③ 被扶養者の診療に係る給付……家族医療給付金

● 給付金請求の取扱い

受診者ごとに退職医療給付金請求書を作成し、次の必要書類を添付のうえ、互助会へ提出してください。

- ① 領収書……受診者氏名、受診年月、医療機関名、受診科、受診区分及び保険適用の自己負担額がわかる領収書(領収印が押印されているもの)(写し可)
- ② 高額療養費該当者……給付された高額療養費額のわかる医療保険者からの支給決定通知書の写し
- ③ その他……医療機関において「限度額適用認定証」若しくは「限度額適用・標準負担額減額認定証」を使用した場合、その認定証の写し

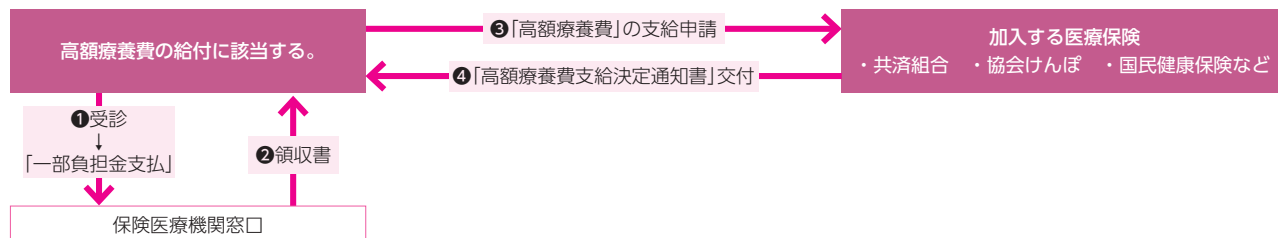
● 1件の取扱い等

区 分	取 扱	例
① 診療を受けた医療保険制度ごとに1件	医療保険制度を異にして診療を受けた場合は、医療保険制度ごとに1件	同じ月に愛媛県市町村職員共済組合と国民健康保険を利用し、診療を受けた…2件
② 診療を受けた月ごとに1件	月の初日から末日までの診療についての1か月を1件	同じ医療機関での診療が2か月にわたったとき…2件
③ 診療を受けた医療機関ごとに1件	同じ月に医療機関を異にして診療を受けた場合は、医療機関ごとに1件	同じ月にA病院、B病院で診療を受けた…2件(複数科を有するA病院において、複数科にわたって診療を受けたときは1件)
④ 入院と通院の場合は、それぞれ1件	同じ月に同じ医療機関で入院と通院による診療を受けた場合は、入院、通院ごとそれぞれ1件	同じ月に入院→通院→入院…2件
⑤ 医療機関と保険薬局とが区別されている場合は、それぞれ1件	同じ月に診療を受け、診療を受けた医療機関での処方箋により保険薬局で薬代を支払った場合は、それぞれ1件	受診した医療機関の処方箋により、保険薬局に薬代を支払った…2件

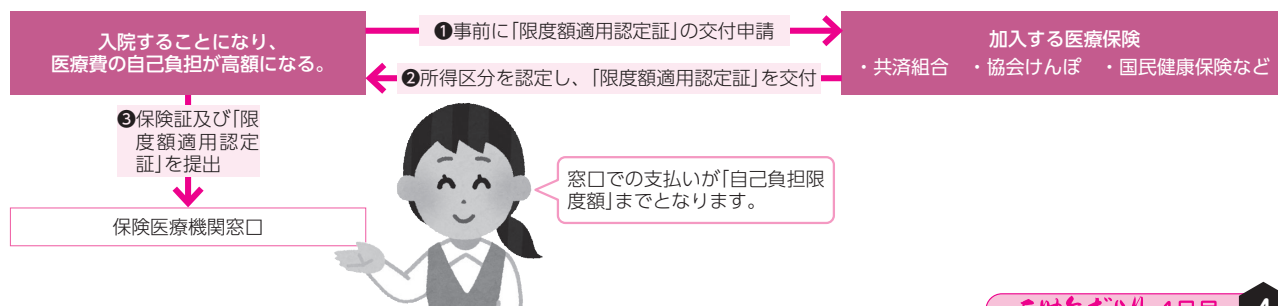
※給付対象外

① 室料差額等の保険適用外のもの(予防接種、健康診断、文書料、室料差額、自費による歯科治療等)、② 入院時における食事療養標準負担額、③ 受診時定額負担(特定機能病院及び地域医療支援病院を紹介状なしで受診)

※「高額療養費の支給申請」等の流れ



※「限度額適用認定証」等の交付申請の流れ



② 退職医療返還一時金の内容

現職会員が退職又は死亡退職した際に、退職会員の資格取得要件を満たさないとき又は資格取得要件はあるが退職会員となることを希望しなかったとき、次の①及び②に掲げる金額の合算額を給付します。

- ① 平成7年4月1日から平成18年3月31日までの現職会員であった期間の年数(6月末満の端数は切り捨て、6月以上の端数は1年に切り上げ)1年につき5,000円を乗じた額。
- ② 平成18年4月1日以後の現職会員であった期間の年数(6月末満の端数は切り捨て、6月以上の端数は1年に切り上げ)1年につき2,000円を乗じた額。

【事例】 昭和57年4月1日に会員の資格を取得した者が平成31年3月31日に退職した場合の退職医療返還一時金の額

①5,000円×11年=55,000円 ②2,000円×13年=26,000円
退職医療返還一時金の額(①+②)=81,000円

2

厚生事業(退職後の共済グループ保険・がん保険・互助会積立年金)

退職継続者の取扱い

種類	加入条件	加入対象者	加入内容	退職後の保険料等
共済グループ保険	団体定期保険	退職時に本制度に加入している者が退職した場合	元組会員と配偶者(※こどもの加入はできません。)	満80歳6か月まで継続加入ができます。改めて次の4コースから選択のうえ、申込みが必要となります。 ・500万円コース ・450万円コース ・250万円コース ・200万円コース
	団体定期保険プラス	保険料を一括前納し、団体定期保険に加入の者	元組会員と配偶者	満80歳6か月まで継続加入ができます。改めて次の各3コースから選択のうえ、申込みが必要となります。 [元組会員] ・500万円コース ・250万円コース ・150万円コース [配偶者] ・400万円コース ・200万円コース ・150万円コース
	医療保障保険	保険料を一括前納し、団体定期保険に加入の者	元組会員と配偶者(※こどもの加入はできません。)	退職した年の翌年以降の保険料は、登録口座より毎月の口座振替をします。また、併せて手数料314円/月(消費税10%込)を振り替えます。(初回:退職した年の12月)
	医療費支援制度	保険料を一括前納し、団体定期保険に加入の者	元組会員と配偶者(※こどもの加入はできません。)	(団体定期保険、団体定期保険プラス、医療保障保険、医療費支援制度、重病克服支援制度及び療養給付プラン)
	重病克服支援制度	保険料を一括前納し、団体定期保険に加入の者	元組会員と配偶者	○退職した年の翌年以降の保険料は、登録口座より毎月の口座振替をします。また、併せて手数料314円/月(消費税10%込)を振り替えます。(初回:退職した年の12月)
	療養給付プラン	翌年1月以降の継続加入はできません。	—	—

※加入に当たっては、退職時に加入していた保険金額の範囲内で各コースを選択することになります。

※口座振替及び配当金に係るご案内等の事務につきましては、業務委託業者である「株式会社 日本共同システム(NKS)」が取り扱います。

なお、口座振替ができない月が2か月続くと「脱退」扱いとなりますので、ご注意ください。

がん保険	退職時の加入内容で終身加入することができます。退職した年の未払い保険料は、所属所を経由して一括払込みとなります。(※商品により、4月～10月分、5月～11月分) その後の保険料は、1年分の一括前納となります。(※毎年10月に互助会から加入者あてに保険料の払い込みの案内をします。)
互助会積立年金	退職をもって積立は終了しますので、加入されている方は、一時金あるいは年金として受け取られるかご検討ください。 加入者はア又はイのいずれか1つを選択してください。 ア 年金受け取りコース(10年、15年、20年確定年金・10年、15年、20年保証期間付終身年金) イ 一時金受取コース ※年度末退職の方には、毎年1月中旬に、積立年金の払込満了のご案内(満了日、予想積立金額と払込保険料額など)をお送りしますので、お受取方法の参考にしてください。

Q & A

Q 退職後の共済グループ保険(団体定期保険等)に係る継続(更新)手続きについて教えてください。

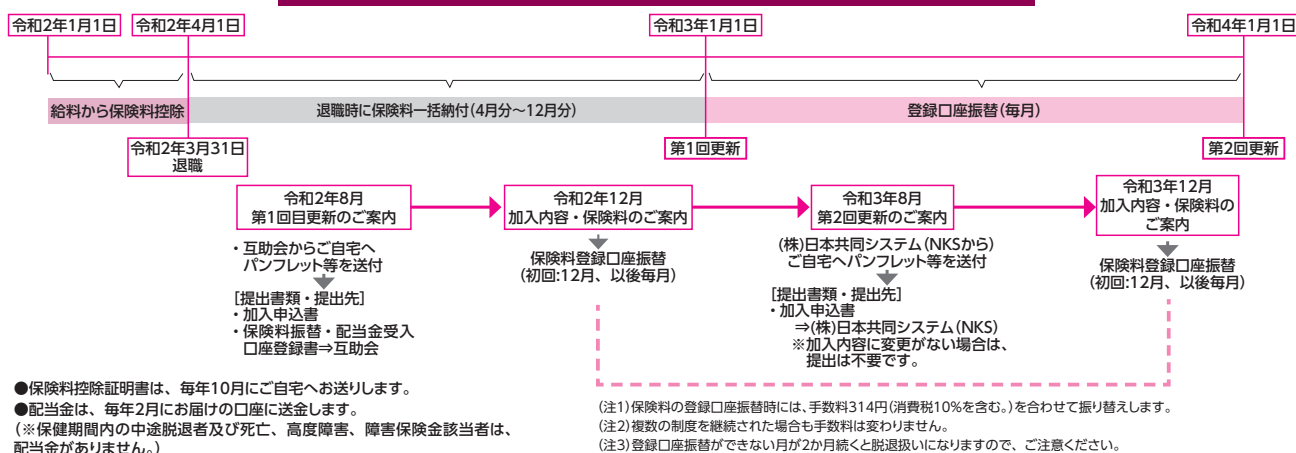
共済グループ保険(団体定期保険等)の保険期間は、1月1日から12月31日までで、毎年8月上旬から9月上旬に募集(更新)を行っております。

A 退職された年は、退職時に未経過保険料(12月までの保険料)を一括して納めていただくことで、12月末まで在職中と同内容で継続することが出来ます。

なお、「療養給付プラン」は、退職した翌年の継続加入はできませんので、ご注意ください。

第一回目更新(令和3年1月1日)及び第二回目更新(令和4年1月1日)以降の手続きの流れは、5頁の「2厚生事業 ○退職継続者の取扱い」及び下図をご覧ください。

共済グループ保険の退職継続加入等の流れ(令和2年3月31日退職の場合)



Q 退職後のがん保険に係る継続(更新)手続きについて教えてください。

ださい。

A がん保険は、保険商品により11月1日が契約日の保険商品と12月1日が契約日の保険商品があり、いずれの保険商品も退職後も継続(終身加入)することが出来ます。

毎年6月から7月上旬に募集(更新)を行っており、代理店である南海放送サービス(株)からご案内をさせていただきます。

退職された年は、退職時に未経過保険料(10月又は11月分までの保険料)を一括して納めていただきます。

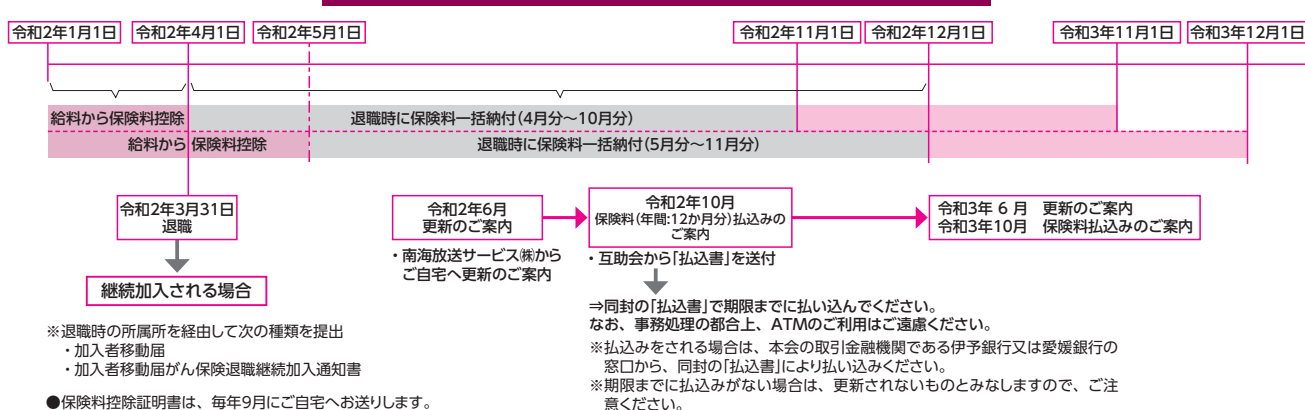
退職後の継続加入の手続きの流れは、5頁の「2厚生事業 ○退職継続者の取扱い」及び下図をご覧ください。

保険商品

※いずれの商品も終身加入することができます。

- 11月1日契約日の保険商品(当月払い)
 - ・新がん保険A型
 - ・新がん保険B型
- 12月1日契約日の保険商品(前月払い)
 - ・21世紀がん保険
 - ・がん保険フォルテ
 - ・ご契約者のためのがん保険フォルテ
 - ・生きるためのがん保険Days
 - ・生きるためのがん保険Days プラス
 - ・新生きるためのがん保険Days
 - ・新生きるためのがん保険Days プラス
 - ・生きるためのがん保険Days1
 - ・生きるためのがん保険Days1 プラス

がん保険の退職継続加入等の流れ(令和2年3月31日退職の場合)



がん保険給付実績について

— 一般財団法人愛媛県市町村職員互助会ががん保険加入者（退職継続加入者を含む）—
 アフラック給付実績調査（部位別入院給付金支払件数）※1987年～2019年10月までの実績



男性の部位別入院給付金支払件数は、「胃」が第一位です。胃がんは日本人に発生しやすいがんと言われています。胃の粘膜を荒らす塩分の取りすぎ、胃粘膜のがん化を促進するともいわれる煙草は、胃がんのリスク要因です。

女性の部位別入院給付金支払件数は、「乳房」が第一位です。乳がんの予防としては、飲酒を控え、閉経後の肥満を避けるために体重を管理し、身体活動を高めることがよいと考えられています。（※1）

次いで多い部位は「前立腺」「気管、肺」と続きますが、「気管、肺」は近年増加傾向にあります。こちらも喫煙との関係性があります。禁煙すれば、がんに罹るリスクは下げることができ、喫煙を継続した場合と比べて寿命が長くなる、というデータもあります。

また、乳がんの発生する危険性が比較的高いと考えられているのは、「第一親等（自分の親または子）で乳がんになった血縁者がいる、良性乳腺疾患にかかったことがある、マンモグラフィで高濃度乳房であることが判る、などです。（※2）

※1・2 国立がん研究センター
 がん情報サービスより

「早期発見」「早期治療」なら
 今や「がん」は治る時代です。
 定期的にがん検診を
 受診しましょう。



●「がん保険の引受保険会社」
 アフラック
 ●「がん保険の募集代理店」
 南海放送サービス(株)

互助会積立年金（一般型）の取扱い変更について

— 令和2年1月2日から —

互助会積立年金（一般型）の受取方法について、令和2年1月2日から表（新旧対照表）のように変更になります。

金利低下に伴い、資産運用の運用収益の低下により、標準利率が現行の0・25%から0%に引き下げになり、商品性の確保が困難になったことから変更になるものです。

なお、互助会積立年金（個年型）の受取方法については、従来どおりです。

互助会積立年金（一般型）新旧対照表	
新	旧
受取方法は、次の中から選択する。	受取方法は、次の中から選択する。
ア 年金受取コース	ア 年金受取コース
・確定年金（10年、15年、20年）	・確定年金（10年、15年、20年）
・保証期間付終身年金（10年、15年、20年）	・保証期間付終身年金（10年、15年、20年）
イ 一時金受取コース	イ 一時金受取コース
	ウ 「一時払退職後終身保険」加入コース

がん保険・共済グループ 保険の募集結果

がん保険(令和元年11月から適用)につきましては、令和元年6月～7月に、共済グループ保険及び積立年金(令和2年1月から適用)につきましては、令和元年8月～9月にかけて募集いたしました。

募集に当たりましては、公務ご多忙の中、格別のご理解とご協力を賜りましたことに厚くお礼申し上げます。

引き続き、会員の皆様が在職中のみならず退職後におきましても安心して生活できるよう充実した制度にしたいと思っておりますので、ライフプランをご計画される際には、是非ご検討ください。

ご参考までに、令和2年1月1日現在の共済グループ保険等の加入状況を次表のとおりお知らせします。



加入状況

(令和2年1月1日現在)

区 分		加入者数(人)	保険金等(千円)	月額保険料(円)
がん保険	会 員	2,251	—	7,120,189
共 済 グ ル ー プ 保 険	団体定期 保険	組合員	7,205	131,730,500
		配偶者	1,700	7,361,500
		子 供	1,035	3,248,000
		計	9,940	142,340,000
		ボーナスコース	3,741	33,080,000
	団体定期 保険プラス	組合員	5,199	26,117,500
		配偶者	1,132	2,374,000
		計	6,331	28,491,500
		ボーナスコース	2,606	16,615,000
	療養給付プラン		1,172	94,358
	医療保障 保険	組合員	3,272	13,328
		配偶者	571	2,467
		子 供	518	2,264
		計	4,361	18,059
	医療費 支援制度	組合員	3,355	84,950
		配偶者	496	12,575
		子 供	286	7,150
		計	4,137	104,675
	重病克服 支援制度 (主契約)	組合員	3,788	5,972,000
		配偶者	623	869,000
		計	4,411	6,841,000
積立年金	月 払	一般型	303	848 口
		個年型	695	2,411 口
		計	998	3,259 口

表 紙 に よ っ て

「大嵩(おおくら)の滝」松野町

滑床溪谷といえば、日本の滝100選に認定されている「雪輪の滝」が知られていますが、そこから上流約1キロ、標高約760メートルに位置する「大嵩の滝」は知る人ぞ知る名瀑です。寒波が続くときのみ出現するこの姿は、巨大な岩の壁面を大小さまざまなつららが覆い、氷瀑となり、幻想的な空間が生み出されます。

なお、行程は危険な箇所が多く、特に降雪時には道が分かりにくいので、十分注意していただき、渓谷を知る方と同行していただくことをお勧めいたします。

(お問い合わせ)滑床アウトドアセンター TEL 0895-49-1535

互助会の概況

(令和元年度11月末現在)

・所属所数	42
・会員数	現注册会员数 14,787 人 退職会員数 3,202 人
・被扶養者数	17,248 人
・平均給料月額	311,867 円